

昭和四十七年十一月招集

第三回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會



目次

日時	.....	一
場所	.....	一
出席議員	.....	一
欠席議員	.....	一
出席説明員	.....	一
出席事務局職員	.....	一
議事日程	.....	一
開會	.....	一
議長の報告	.....	一
會議録署名議員の指名	.....	一
会期の決定	.....	一
提案理由の説明	.....	二
議案第六十八号	.....	三
閉會	.....	五
本日の會議に付した事件	.....	五

一、昭和四十七年十一月十七日（金曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十六名

一番 吉田 勇治郎 二番 林 豊

三番 流山 源次郎 四番 鈴木 稔

五番 近藤 好雄 六番 栗原 一雄

七番 渡辺 昭夫 九番 辻田 実

〇番 渡辺 軍治郎 一番 山本 昇

二番 藤田 益治 三番 五十嵐 昇

五番 和田 一郎 六番 辻井 謹爾

七番 宮野 敏朗 八番 安西 益男

九番 島野 茂樹郎 〇番 君塚 喜三

一番 鈴木 市蔵 二番 菊井 敏博

二番 安沢 徳順 二番 飯田 義男

二番 望月 照正 二番 田中 祿郎

二番 秋山 六三郎 三番 遠山 ヨネ子

一、欠席議員 四名

八番 石井 武敏 一番 伊賀 多朗

二番 田村 源治郎 二番 西村 真次

一、出席説明員

市長 本間 謙 助役 梶山 伝

収入 役 高木 哲三 秘書課長 太田 博雄

庶務課長 小倉 澄男 財政課長 長谷川 広治

選挙管理委員 高 山 隆 男

一、出席事務局職員

事務局長 高尾 豊  
書 記 兵藤 恭一 書 記 鈴木 哲  
書 記 渡辺 弘 書 記 川上 義雄  
書 記 福田 英雄

一、議事日程

昭和四十七年十一月十七日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第六十八号 昭和四十七年度館山市一般会計補

正予算（第六号）

開

会 午前十時七分

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十六名、これより昭和四十七年第三回市議会臨時会を開会いたします。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） 本臨時会議案審議のため地方自治法第二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付の出席報告がありましたので御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。  
配付漏れはございませんか。— 配付漏れなしと認めます。  
本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

一番議員五十嵐昇君、一九番議員島野茂樹郎君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日一日ということであります。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定されました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長本間 譲君登壇）

○市長（本間 譲君） 提案理由の御説明を申し上げます。

本日ここに第三回の臨時市議会を招集いたしました次第でございますが、議員の皆さま方には御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがたう存じます。

きょうお願いいたします案件は三百十五万の補正ということでございます。これは皆さま方も御案内のとおり去る十三日に衆議院が解散されました、十二月の十日に選挙、こういうことに相なつたわけでございまして、この費用として国から三百十五万を交

付されたわけでございますので、衆議院の選挙並びに最高裁判所の裁判官の国民審査の費用を補正をしようとするものでございませうが、これによりまして歳入歳出ともに二十四億四千八百万と相なるわけでございますが、これにつきましては関係課長から御説明を申し上げますので、よろしく御検討を願ひまして御決定をいたしたいと思います。

以上、簡単にございますが、御説明を申し上げた次第でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに説明を終わります。

### 議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第六十八号昭和四十七年度館山市一般会計補正予算案を議題といたします。議案の明説を願ひます。

#### （書記朗読）

議案第六十八号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算（第六号）

○議長（吉田勇治郎君） 朗説を終わります。

### 議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

○財政課長（長谷川広治君） 議案第六十八号について御説明を申し上げます。

昭和四十七年度市の一般会計補正予算第六号でございます。今

回の補正予算につきましては歳入歳出予算の補正だけでございます。

歳入歳出補正予算につきましては第一条にお示しをいたしてございますが、三百十五万円を歳入歳出にそれぞれ追加をいたしまして、予算規模を二十四億四千八百万円というふうにしたものと存じます。

補正予算の款項の区分、これに追加をいたします額は二ページの第一表のとおりでございます。こまかくは四ページからの事項別明細書によりまして、選挙関係でございますので、歳入歳出ともに選挙管理委員会の書記長よりこまかい御説明を申し上げますのでよろしくお願ひをいたします。

○選挙管理委員会書記長（高山隆男君） 四ページの事項別明細の歳出から御説明いたします。

御承知のようにこの選挙経費につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがございますので、この法律に準拠いたしました積算いたしましたわけでございますが、経費を大きく大別いたしますと準備事務、投票所経費、開票所経費、こういふふうに分けられると思います。大体準備事務で百四十九万四千円、投票所経費で百二十六万九千円、開票所経費で三十八万七千円を予定したわけでございます。

以上の経費をそれぞれ節別に整理いたしましたので、予算に計上した次第でございます。歳出の四ページ事項別明細書から、その主なものを御説明させていただきます。

第一節報酬十九万三千円は投票管理者、投票立会人等の報酬でございます。投票所は従前どおり二十カ所でございます。

第三節の職員手当百五十七万二千円は準備事務のための選管職員、あるいは応援職員の時間外勤務手当、立会演説会に従事する時間外手当、投票事務に従事する職員、百九十人でございます。開票事務に従事する職員百九人の時間外勤務手当の総計でございます。

七節賃金二十六万一千円は臨時職員四人分三十日間の賃金でございます。

一一節需用費六十三万二千円中消耗品費、消耗器材費三十八万九千九百円、この主なものは衆議院議員選挙の公営ポスター掲示場に使いましたところの掲示板でございます。十二人分の掲示板でございますが、これが一枚二千円でございます。館山市が設置する設置所の数は百五十カ所でございます。そういうわけでございますので、予備を加えまして百五十二枚購入させていただきました。

それから最高裁の氏名掲示場所が二十カ所でございます。この掲示板が二十枚。この掲示板に使用します支柱に使いますところのたるき百本、こういうところが主なものでございます。

続いて食糧費の十三万四千四百四十円でございますけれども、これは投票所に従事する立会人、職員等二百七十人の昼食、茶菓代、開票事務従事者百二十人の夕食並びに何回か行なわれます委員会あるいは計画事業に従事する人たちの昼食代等でございます。

一二節の役務費でございますけれども、このうち郵便料二万八千円でございますが、不在者投票等の速達料並びに普通郵便料でございますが、御承知のように当市は船員の不在者投票の指定地でありますので、多少余計めに計上させていただきます。

一四節の使用料及び賃借料中建物借上料五万円でございますが、このうち主なものは立会演説会、これは二十八日の午後六時から開催が通知されました、市民センターにおいて行なわれますが、この立会演説会、あるいは個人演説会、あるいは開票所とか、市民センターを借り上げますので、これらを予定しまして四万五千円、その他投票所借上料いれまして五万円でございます。

それから一五節の工事請負費でございますが、十万円のうちのポスター掲示場設置工事請負費、この分として八万円を見込んでおります。

以上、歳出合計が三百十五万でございますけれども、この財源でございますが、歳入の四ページを御覧いただきたいと思っております。県委託金を三百十五万円見込んでおります。

なお、この歳入につきましては選挙の執行状況等により流動的なものでございますけれども、実は去る十四日に委員長、書記長会議がありました、その場で内示された額が三十万三千余でございます。なお実績によって上積みされるものもございまして、なおむねこの数字の前後になるものと見込んでおります。

なお、今回の選挙は解散による選挙でありますので、急規補正予算をお願いすることに相りましたが、法律等の規制もあって公営ポスター掲示場のようにすでにつくらせてもらっているものもございまして、御了承たまわりたくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

#### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託

並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。—  
御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

閉 会 午前十時二十一分閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で本臨時会に付議されました案件は  
議了されました。

よって、これにて第三回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名議員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第六十八号

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

吉田勇治郎

館山市議会議員

五十山 昇

館山市議会議員

島野茂樹郎

